ASBJ

第 580 回企業会計基準委員会	資料番号	審議事項(3)-5
	日付	2026 年 6 月 29 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 257 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 257 回金融商品専門委員会（2026 年 6 月 9 日開催）において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案（以下「コメント対応表」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（条件変更の取扱いに関する意見）

2. コメント対応表 1.6）について、提案された対応案であれば、条件変更が生じた場合の会計処理について、定めがない中でも個々の状況に応じて企業が判断することが可能であると考えられる。

（金融保証契約の取扱いに関する意見）

3. コメント対応表 2.14）について、従来、債務保証損失引当金を計上していた債務保証や保証類似行為について、従来の取扱いが必ずしも否定されないことを確認したい。

4. コメント対応表 2.14）における移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針（以下「金融商品実務指針」という。）」第 226 項のまた書きにおけるクレジット・デリバティブの例示の削除の提案について、この記載を根拠にクレジット・デリバティブであると判断し、時価評価している実務があると認識している。このため、金融商品実務指針第 226 項また書きの削除によって、これまでクレジット・デリバティブと判断していたものがクレジット・デリバティブの定義を満たさなくなり、予想信用損失引当金を計上することになるといった議論が生じないか懸念している。

（簡素化された予想信用損失の算定方法に関する意見）

5. コメント対応表 3-1.6）について、原則的な予想信用損失の算定方法を採用した場合であっても、一部の商品に簡素化された予想信用損失の算定方法を適用することは否定されないことを確認したい。

6. コメント対応表 3-1.30）①及び②について、簡素化された予想信用損失の算定方法が重要な会計方針に該当するかは、企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に照らして判断するという対応案に同意する。

7. コメント対応表 3-1.30）③について、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に移行する際に、改正会計基準の適用初年度における経過措置と同様の定めを適用できるようにするという対応案に同意する。

8. コメント対応表 3-1.30）③について、経過措置を適用可能とすることで簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な予想信用損失の算定方法に移行しやすくなるため、望ましい対応案であると考えられる。

9. コメント対応表 3-2.27）について、金融検査マニュアルを踏まえた信用リスク管理実務との同等性の評価は実務上の論点となる可能性はあるものの、一般事業会社が簡素化された予想信用損失の算定方法を適用し得ることが明確になったと考えている。

（予想信用損失の算定において貸倒実績率を用いるアプローチに関する意見）

10. コメント対応表 3-1.7）について、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」の Q40 及び Q41 に関して、将来予測を加味して予想信用損失を算定することになったことを受けて公開草案において削除していると理解しているが、実務上有用であるため補足文書として残すことを検討いただきたい。

11. コメント対応表 3-1.23）(5)について、貸倒実績率を用いた予想信用損失の算定方法について、追加的ガイダンスや補足文書は設けないとされているが、公開草案の設例で十分であるという趣旨でコメント対応案を記載しているのか確認したい。

（貸出コミットメント等に関する信用リスクの著しい増大の判定に関する意見）

12. コメント対応表 3-1.10）について、実態に応じた判断が必要であるという点は異論ないものの、IFRS 第 9 号「金融商品」と同じ取扱いであることを記載した方がよいと考えられる。

（複数シナリオを考慮する方法に関する意見）

13. コメント対応表 3-2.9）について、表現が見直されているものの、シナリオが影響を与えるパラメータを確率加重のうえ適用する事により複数のシナリオを考慮する手法に対して、依然として否定的なニュアンスが強いと思われる。予想信用損失の計算方法については複数の計算方法があり得るため、ある程度、実務にゆだねる形となるような表現を

再度検討いただきたい。例えば、コメント対応案の末尾に予想信用損失の算定方法については、事実及び状況に応じて判断を行うことになると考えられる旨を示す文を追加することが考えられる。

14. コメント対応表 3-2.32）について、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」BC113 項の「実態」は原則的な方法により算定されたオーバーレイ調整後の予想信用損失引当金であると考えられる。この点、簡素化された方法により算定された予想信用損失引当金から原則的な方法により算定されたオーバーレイ調整前の予想信用損失引当金への調整は、みなし規定があるため不要であると認識している。また、オーバーレイ調整については、原則的な方法において特段の定めを設けていないため、簡素化された方法により予想信用損失引当金を算定した場合においても、企業がオーバーレイ調整を必要と判断した時に調整を検討するものと認識している。これらの点についてコメント対応案として明記することが有用であると考えられる。

以　上